

事 務 連 絡
令和3年1月15日

介護保険施設・事業所開設者 殿
高齢者福祉施設開設者 殿

富山県厚生部高齢福祉課長

介護保険施設等における業務継続について

日頃より、本県の高齢者施策にご理解、ご協力賜り感謝申し上げます。

高齢者福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。

必要なサービスを継続的に提供することや、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BCP）の策定が重要です。こうしたことから、令和3年度介護報酬改定に伴う運営基準の改正において、全ての介護サービスについて、感染症や災害が発生した場合のBCPの策定等について義務付け（3年間の経過措置期間あり）がなされる見込みです。これらを念頭に置いて、貴施設・事業所においても、BCPの策定や、今回の大雪による被害を踏まえた見直し等（除雪体制、人員体制、食料・物資調達方法等を含む。）についてご検討いただきますようお願い申し上げます。

また、自然災害等の発生に備えて、日頃より災害情報や避難情報にご注意いただくとともに、被害が発生した際には、別紙「被害状況報告表」にて県（または施設・事業所を所管する保険者等）に報告いただきますようよろしくお願い申し上げます。

<参考>

○別添「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」（令和2年12月14日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長等事務連絡）

○富山県高齢福祉課ホームページ「災害における注意喚起及び被害報告」
http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1211/kj00012035-004-01.html